

令和3年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要（2日目）

日 時：令和3年4月26日（月） 午前10時～【オンライン会議】

審議者：吉岡会長、小路口委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、宮崎委員、
吉弘委員 以上8名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

議事の概要

1 諮問案件の審議

【諮問案件6】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（15歳以上の者の情報に限る。）を安全安心推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部安全安心推進課

実施機関：市民課（松尾補佐）、安全安心推進課（岡補佐）

—資料をもとに安全安心推進課から説明—

—質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件 7】

障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部障害者福祉課、健康福祉部長寿支援課、
健康福祉部介護保険課、子ども未来部こども子育て
サポートセンター

利用機関：健康福祉部保健所健康推進課

実施機関：障害者福祉課（池末）、長寿支援課（堤主査）、介護保険課（藤木課長）、
こども子育てサポートセンター（大久保補佐）、保健所健康推進課（柴尾課長、
古賀）

—資料をもとに保健所健康推進課から説明—

（B委員）資料中の「平成20年厚生労働省告示第3号」とはどういうことを定めているのか。

（実施機関）特定健康診査の除外対象者を定めている。具体的には、妊産婦や、介護保険施設に入所している者等である。

（B委員）特定健康診査の除外対象者を把握することにより、対象者にのみ特定健康診査の案内をしたいということか。

（実施機関）最初に特定健康診査の案内をする際は、除外対象者を全て除くことはできないため、未受診者に受診勧奨をする際に除外対象者を除くことになる。

（G委員）未受診者の情報から、除外対象者を除いた上で、受診勧奨を行うという整理でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）法定報告とは、本来は除外対象者を除いたデータを報告しなければならないのか。

（実施機関）そうである。

（C委員）現在は、除外対象者も含めて報告しており、その状況を是正するためにも、除外対象者の情報が必要だという理解でよいか。

（実施機関）そうである。

（会長）本人通知も省略するということだが、この案件については、承認ということだよいか。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件 8】

検診等の受診勧奨に係る分析及び勧奨通知の作成を委託することに伴い、検診等の対象者の情報を受託者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所健康推進課

実施機関：保健所健康推進課（柴尾課長、江上、古賀）

—資料をもとに健康推進課から説明—

（B委員）タイプ分析に基づいた個別勧奨とはどういうものか。

（実施機関）対象者の検診の受診歴などをA Iによって分析し、対象者のタイプ分けを行い、そのタイプごとに最も効果的な文言で受診勧奨をするというものである。

（B委員）医療機関の受診歴などに基づいてA I分析をするのか。

（実施機関）将来的には、医療機関の受診歴の情報を利用することも想定されるが、現時点では、過去の検診等の受診状況のみを利用することを考えている。

（B委員）提供する個人情報の中にレセプト電算コード情報データが含まれている。これは医療機関の受診歴の情報ではないのか。

（実施機関）先程の説明が誤っていた。ご指摘の通り、医療機関の受診歴である。治療を受けている検診等の未受診者に関しては、さらに細かい分析が必要となるため、委託業者から医療機関の受診歴の情報提供が求められている。

（B委員）過去の受診状況等をオンライン結合することだが、どこがその分析を行うのか。

（実施機関）分析に関する特許を取得しており、厚生労働省の事業として様々な分析を行っている業者に委託する。

（B委員）分析と勧奨通知の作成業務を委託するということか。

（実施機関）そうである。

（会長）他に質問や意見はないか。膨大な個人情報がオンラインで送付されることになるがよいか。

（F委員）なぜ健康保険証の番号が必要なのか。

（実施機関）委託業者が全国的に同一のフォーマットで分析等を行っているため、標準的な仕様として、健康保険証の番号も含まれたデータを提供することとなっている。

（A委員）受診歴等の情報は、何年前のものまで提供の対象となるか。

（実施機関）3年前までの情報が提供の対象である。

（B委員）提供するデータにプライバシー性が高い情報が多く含まれているので、とても気になっている。今回委託する業者は、他の自治体からも委託を受けているのか。

個人情報 の 取扱い について 安全性 は 確保 されて いる のか。

(実施機関) 委託業者の資料によると、全国で約400以上の自治体の業務を受託している。なお、県内においては、福岡市も同じ業者に委託しており、久留米市より多数の個人情報を取り扱っているが、現在まで個人情報の漏えい等は無く、安全に運用されている。

(会長) この業者は、多くの自治体の業務を受託しているようである。この案件については承認してよいか。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

※前回の補足説明

【諮問案件5】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：農業委員会事務局

実施機関：農業委員会事務局（横溝事務局長、柳瀬）

—補足説明資料をもとに農業委員会事務局から説明—

(C委員) 前回の説明と大きく変わっており、驚いている。それはいいとして、提供する個人情報を利用し、農地の所有者等に通知や告知がされることはないのか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 受益者の人数を正確に確認するために住所が必要ということか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 受益者の正確な人数を確認した後は、住所の情報は削除するという理解でよいか。

(実施機関) 事業認定後に削除する。

(B委員) 最初からこのように説明していただけるとよかった。農地の所有者等の住所の情報を3条資格者の正確な人数の確認のみに利用するということが、個人情報保護条例第9条第7項の規定により、必要な制限を付した上で、個人情報を提供した方がよいのではないのか。

(実施機構) その点については、水資源機構と協定書を交わす予定であり、その内容に個人情報削除に係る規定等を盛り込むことを考えている。

(B委員) 水資源機構に提供した農地所有者等の住所は、3条資格者数の確認のみに利用され、事業認定後に、水資源機構が定める内部指針に従って削除するという条件を付して提供するということか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

2 その他

* 諮問案件4の付帯意見の確認

* 次回の開催について

以上